（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十六　貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ　第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［略］

十　［略］

［2～6　略］

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八　受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ　第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［略］

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九　受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　第十二条の二第四項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十六　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ　第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［同上］

十　［同上］

［2～6　同上］

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ　第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［同上］

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十九　［同上］

［一～八　同上］

九　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　第十二条の二第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項